

●水戸見聞実記

夫れ其の禍源の由て来る所を尋ぬるに蓋し学派の争ひより事起りしと云へり、抑本藩の文運は遠く義公に淵源し、其の流風余沢尚を存し儒生学士皆義勇を重んじ名節を励む、文公（名は治保、威公六代の孫）殊に文学を崇び以て編史の業を成さんと欲し、乃ち立原翠軒（甚五郎と称す）を史館総裁に挙げ日本史編集の事を委任せられけり、立原は才学衆人に超へすと雖も門人の教育引立方は相応に行届けとも風流学にて詩文書画等に専ら心を用ゐたり、又立原の門弟藤田幽谷（次郎左衛門と称す）は学問識見遙かに師の右に出て、加ふるに当時天下の英傑高山彦九郎蒲生君平と交誼最も深く其学风たる実用を本とし意を経世の略に注くを第一の主義とせり、時に小官山楓軒（次郎衛門と称す）と云へる者あり是亦立原の門人なり、而して己が学力の藤田に及ばぬを愧ち屢勉強刻苦するも竟に其右に出ること叶はざれば、常に藤田を妬み折りに触れては之を立原に悪く云ひ倣せしかは立原意中に疑惑を生じ、且つ国史編修の件に付きても立原藤田頗る意見を異にし、立原は紀伝のみを編て可なりと言ひ藤田派志類を修めずんばあらずと論す、文公は藤田の説を取り立原を退け、武公（名は治紀、文公の長子）益々藤田を信じ史館総裁とす、是を以て立原は深く藤田を惡み小官山亦傍らより藤田の事を彼れ是と譏言したるにぞ立原大に怒り師弟の義を絶てり、藤田数度人をもて詫び入れども更に釈けず、其中立原も藤田も没しけるが兩門の弟子各門戸分て軋殊に甚し、是れ即ち党禍の濫觴にして甲辰の国難は此時に胚胎すと云へり

●水戸藩党争始末

抑水戸の党派は、立原翠軒、藤田幽谷が学派の異同に濫觴し、結城寅寿、藤田虎之介が政権の争奪に大成し、市川三左衛門、武田耕雲斎が戦鬪せしに依て峻烈を極め、武田金次郎等が市川の党を殺戮し、殆ど之を殲殺にしたるに依て終りを告げたるなり、然れとも骨肉相屠り朋友互に殺したるの怨恨は、国民の骨に銘し髓に刻まれて長く消滅せず、余壽今日に存して、一郷の裏、一間の間、動もすれば反目嫉視するの状あるもの、亦実に已むこと得ざるなり、蓋天保甲辰より明治戊辰に至る僅々廿余年間に、両党の人士を殺戮せしこと、其幾千人なるを知らず、屍骸積て山を為し、流血は漲て川を為す、今日水戸上下市なる夥多の墓地に、秋の野の薄よりも繁く立並ひたる石碑木標の年月を檢すれば、概皆元治慶応の際党派の禍に罹り、愛国忠君の心事不幸にして天人の諒する所とならず、恨を呑て刀下の鬼となりし志士義徒の墳墓にあらざるなし、誰か之に対して党禍の惨虐峻烈なるを嘆して寒心酸鼻せざる者あらんや

正奸名称の濫觴 藤田党を正党と褒め、結城党を奸党と貶したる濫觴は、天保甲辰烈公御慎の時にあるか如し、即ち此時同じく罪 蒙れるものと、御誓冤の為めと称し、禁を破りて江戸に上り周旋せしを正党と云ひ、国元に謹慎して居りし者と、罪蒙らざりし者を概して奸党とは名付けたり、初君辱しめられ臣死すへき国家大難の折柄、臣下の一一致して御誓冤の事に尽力せざりしは如何の次第かと云に、是には種々の事情あり、或は平生老公の政治を喜ばざるもあるへく、或は公在位中、褫職減禄の処置蒙にて、君を恨みしもあらむ、或は又幕府の負債は旧來の痼疾にて、東照宮の大久保忠隣に於ける、大猷公の青山忠俊に於ける、其冤罪なるを知りつゝも、其身を終る迄容赦の沙汰なかりしにて知るへく、されば老公誓冤の事も、此方より彼是訴訟する時は、幕府令使其過を知るとも、例の負借にて、却て其怒を重ぬるにも至るへく、寧ろ深く謹慎して時機を待つに如かずとして国に慎み居りしもありしなむ、然るに一方の請はすして境を出てたる一派は、之か為め夫々処分を受けたる憤激より、当路の有司を始め越訴せざる者をは、一概に彼も奸此も奸と排斥したる故、最初は敵ならぬ者迄も、其輕侮を怒りて敵となりし形ちなり、初巨室世家か、老公の再出を喜ばざりしは、其内心役義禄高を惜みしもあるへく、甚た卑しむへきは勿論ながら、其も直接に君公の刃を受くると云ふになく、結局反対党の為に魚肉せらるゝ次第なれば、出来得る丈は其身を遁れんとしたるも、人情亦憫諒すへきなり、俎上の鯉の如く、身動きをもなさずして刃を受けよと、此頃の武士に注文するは出来ぬ相談にて、老公が復ひ国政を執らるれば、ミスミス禍害が身の上振掛るを知りつゝ、老公再出の事に尽力すると云ふ大忠臣を末世に求むるは、是亦頗る無理なるへし、且又一方が誓冤に奔走せしも、老公が再出になれば自分達も出世の望みあり、若し再出せられざるに於ては出世の望みなきのみか、役禄召上られ、鬲居懐杯の禍害は眼前なる故にこそ奔走せしなり、国を恤るも緯を恤るも、畢竟は身を恤るにて、両党共に此処は五分々々なり、要するに此際に於ける両党の争ひは、口を公義に藉りて私闘を為したるものにて、藤田も世人の思ふ程正にはあらず、結城もて敵党の謂ふか如きの奸にはあらず、其一方を正として他の一方を奸とするは、俗に所謂買被りなり、況や勤王と云へる名義の美なるに眩るめき、成敗の跡に就て

是非曲直を判断する如きは、真に皮相の見と謂ふべきのみ

●水戸史談 (きのふの夢)

水戸の騒動の原因は或は立原翠軒の学派と藤田幽谷の学派と互に争ひたるが初めなりと言ふ人もあり、或は結城寅寿の一派国政を紊せし故なりと言ふもあり、或は攘夷論を唱えて私に兵を起せるが原因なりと云ふものもあるなり、此等は皆一時の動機となりしものにて原因と認むべきものにはあらざるべし

…烈公下国の時に老臣番頭等時機にあらずとて意見書を呈せしとき烈公怒て此の人々を処罰せしかば藩中初めて公に対する不平党を生じたるなり (これ第一因)

藤田戸田の人々新進の身を以て要路に立ち権勢も少からず、これより藤田派の人材追々用ひられて立原派は之に及ばず、此に於て学識ある人々の中に不平を抱く者を生じたり、此人々勢ひ門閥家の不平党と氣脈を通せざることを得ず、こゝに於て不平党は多数となりしなり (これ第二の原因)

烈公謹慎を命ぜられ藤田の党罪を獲るに至りては順公勢ひ藤田派以外の人々を用ひざるを得ず、こゝに於て烈公に不平なりし一派の者多く要路に立ちて恰も改進黨失敗して退き保守派再び政府に立ちたるが如し (是れ第三の原因)

失意の改進黨は再び政権を得んと欲して運動をなし、得意の保守派は政柄を奪はれじと之を防ぐ、一は縁故深き烈公を奉じ、一は定見なき新公を擁立して互に争ふこと数年漸く兩派の団結固く幕府の勢威を以てするも之を如何ともなす能はず烈公の賢能も手を下すの道なきまでに至りしなり

夫の勤王と云佐幕と云ふ名義の如きは固より兩派の争点にはあらず、兩派共に勤王をあしきと言ふ事を聞ずまた佐幕を不可なりと論ぜしものなし、全く感情の衝突より知らず識らず相分れて年を経るまゝに反目の度を高め、相見る仇敵の如く、之為に主君を無視し名分を忘れ、只感情に駆られて相戦ふ、文教を以て士民を養ふ二百年こゝに至りては殆ど無智文盲の徒にも劣りたる有様なり

●阿部伊勢守宛書簡 (弘化二年)「新伊勢物語」所収

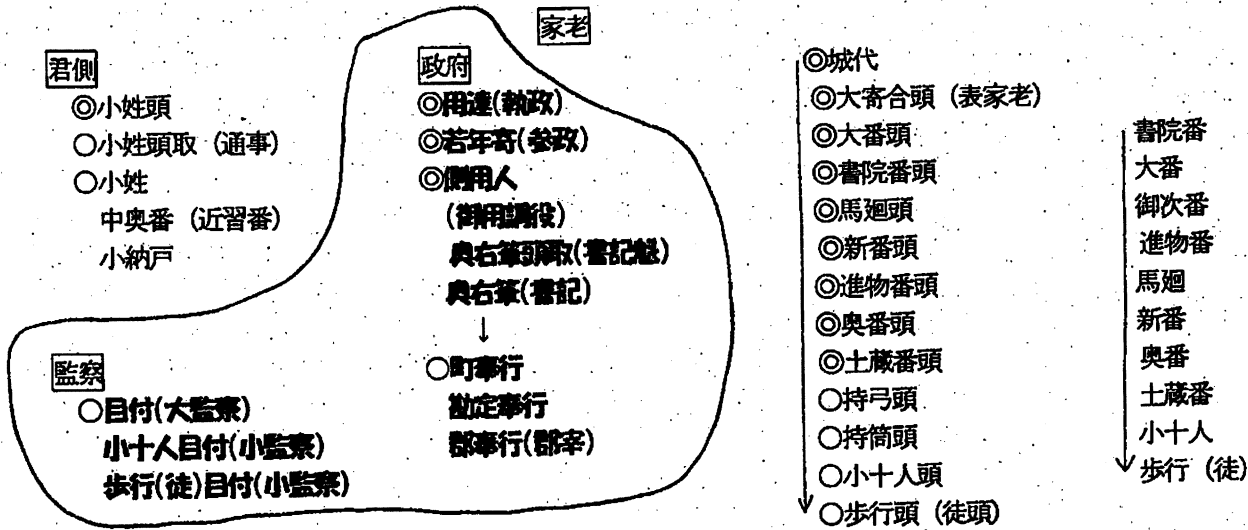
…只今の藤田虎之介親次郎左衛門と申者ハ、立原甚五郎門人ニテ源文の代取立に相成候処、日本史の義ニ付論出来、源文にては次郎左衛門説を宜敷存立原を退隠申付候故、立原と藤田と絶交ニ相成り夫より門人二ツニ分レ申候処、只今と相成候てハ何を申候も源文源武源哀井拙老と四代の間立原の方をハ用不申候へハ、立原の方ハ僅ニ藤田晴軒元治七七十餘、鶴殿平七七十餘、右の外何れも源文代の人ニテ僅二十人か廿人ならてハ無之、藤田次郎左衛門の方ハ四代用申候へハ士分ハ勿論、郷中までも大方ハ次郎左衛門の門人又ハ孫弟子杯申者多有之、漸々拙者代立原の方如前文少く相成り一方に相成候故扱ニ宜く候処、兼て間を見すきをミ晴軒等ハ次郎左衛門の方をつぶし立原の方ニ致度存居り候処、結城寅寿事ハ故青山量介門人ニテ量介ハ次郎左衛門の門人ニ候へハ、結城事ハやハリ次郎左衛門の孫弟子ニ候へ共、戸田藤田を打落し自分權を握り申度藤田晴軒へ同意致し、拙老ケ様被仰付候を幸とし拙老代申付候役人ども入か但し公より御座候よしにて役人ハ一候よしあり申候ハ其處迄は其の事不申候へとハ御座候よしにては此方より申候人無てハ其處迄は其の事不申候次郎左衛門の門人共をハ取のけ、立原門人のミ入れ申度候処前文の通り人数無之候故、少も學問有之人ハ役方ニハ只今一人も無之幼年より文武とも怠り私曲致候人のミ相成り…

…先ツ第一ニ天狗と申候て別種ニハ無之同し家中ニテ是よりは迄が天狗と申界ハ無之、父ハ天狗にても子ハ俗物俗物も有之、父ハ俗物俗物ニても其子ハ正論の天狗も有之、夫のミならず一人の身の上ニても昨日迄ハ姦人へ組し居候ても姦人の事業を不宣と存、一言申候へハ直ニ天狗と申ニ相成打退ケられ、此節の重役共何れも姦物、右ニ順下役迄も皆々姦物のミ取用ニ相成候へハ、有志の者も姦物とか乍存先ツ重役の事故夫ニ組し居候ても余りなる事有之候へハ、存意等申聞候へハ直ニ夫も天狗是も天狗と申候て打退益姦物ハ權を握り候仕方ニ有之候

* 江戸ニテハ口慢者杯を天狗と申欺ニ承り候所、水戸ニテハ義氣有之有志の者を天狗と申候、たとへハ勝手困窮ニテ今日の暮ニも指支ながら、食し候者も食し不申書物を買入又ハ刀劍甲冑杯買入容易ニ人ニ出来不申事を致候を、中々人の出来候事ニ無之天狗ニ可有之と感心致候より、義氣つよく国家の為ニ忠を存候者は何れも天狗の仲間是も天狗の仲間と申様ニ相成候義ニテ、天狗と申ハ拙老カ国ニテハ義勇のかへ名と申者ニテ、江戸ニテ申候とハ相違ニ有之候、乍然此節姦物共盛ニ相成候てハ天狗ハ悪人のかへ名と可相成候、御一笑可給候、拙老も幕府へハ兼々忠節の心得ニ候へハ姦物よりハ大郎坊とも可申欺阿々…

幕末水藩諸役構成

◎布衣 (又ハ本禄 300 石以上取来) 以上 ○物頭以上



●翌丑年 (天保 12 年) の夏、結城事奥右筆内藤市松に召連れ野生宅へ参り、今晚はゆるゆる相談致度事之あり参り候由にて、うなぎの蒲焼沢山持参に付、野生は例の通り酒等相用、結城へは下戸品等振舞、三人安坐にて咄合候処、結城申候は、扱外の儀には之なく、毎日毎日御同席にて相逢候へ共、御城にては相談出来申さず候間宅へ参り候、若年寄位べらぼうの役は之なく候、最早半年の余相勤め候へ共、一つも御奉公と存候事は之なく、小役人め等が申出、又は表方の馬鹿やつらが願書取次候ひて、奥右へ回し候へば、奥右はいついつも打込置、仲魔にて夫々自由自在に相談いたし年寄へ持出し、年寄は始めて承ることゆえ、ろくろく分らざる儀を奥右どもよきようにいひくるめ、其上にて達し書等認め、若年寄へやへ持出し、早々達し候様杯申候間、此事は斯様にては如何と申候へば、年寄衆御了簡と申候へ共、みんな此市こう杯が思召也、扱事に寄候ては願人いそぎ候事も之あり、奥右へ回候へば、みすみす除取候ゆえ、たまたま宅杯にて直接搦いたし候へば、跡にては書記共にぐつぐついはれ、又達しの意味を聞され候ても即答相成ならず候ゆえ、利口なやつはみんな奥右へやへ回り、エヘンエヘンにて内談、いやはや若年寄も誠につまらず、執政連も当時の景色にてはやにさがりて煙草斗ふかし候様子、誠に馬鹿馬鹿しき事に候 (「水戸幕末風雲録」所収・藤田東湖「結城寅寿行状記」より)

【参考史料①】

●井伊の老臣木股清左衛門は、藩の重役か虚偽の届書を幕府に差出して、主人の喪を秘したるを不可とし、閏三月六日、閑老脇坂中務太輔へ一書を呈し、御法通り井伊取潰の所置あらんことを請ふ、其意、依て以て士氏を激励し、水戸へ対して復讐の挙あらんとせしものに似たり、海内伝聞して其志を悲しむ、其書に云ふ
故掃部頭、当三月三日登城掛け、外桜田門程近にて、浪士林の者共に重傷を請け、折節降雪にて咫尺を不弁とは乍申、供方の者共防禦不行届の仕合、僅計りの浪人、仮令如何様の狼藉に及び候共、即時に捕へ候は勿論の儀に候処、不及其儀、僅一兩人打留、其余は取逃し候段、当家の恥辱、誠に以て奉恐入候、其上前文御届、掃部頭名儀にて奉申上候段、不吟味千万、奉恐入候、私詰候は、右様の儀は仕間敷奉存候、右不調法の御答奉候、且思召有之、御役御免被仰付候共、今度の始末世間一統存し候て、種々の取沙汰仕候上は、当家御取潰しの儀は必定と、家中一同覚悟仕居候、乍去先祖直政、直孝の武功被思召、家名其儘御立置被下候は、此後国持外様の諸侯方、此方の儀に紛敷異変万一有之節、家名御取潰有之候は、依怙の御沙汰と可称敷、若又当家振合を以て、家名被立置候は、御政事の批判世上に可仕、左候ては奉恐入候、依之掃部頭不覚悟の始末は、家中一同深く奉恐入候間、御正路の御沙汰奉願度、其後祖先の忠節被思召、聊たりとも家名被立置候様奉願候、猶以て家中の者、并領地の百姓共に至る迄、当家不覚悟に依て、無余儀御政事通り家名御取潰被仰付候趣、篤と申聞、心得違無之様利解仕、御差図相待ち、閑静に退散可仕覚悟に御座候、以上 (水戸藩党争始末)

【参考史料②】

●桜田の事件に対する水戸の藩論は如何なりしやと謂ふに、最初より勅書不返を主張せし輩は此の拳を快とし、金子、高橋を以て尽忠報国の義士と称するに至りしも、老公の意を遵奉して勅書返納を可とせし者は皆之を非難し、君国を危ふする者なりと迄に切論せり、国友与五郎は水戸の儒臣にて、小姓頭取より侍講及び史館総裁を兼ねたる者なるか、存意書を作りて政府の当局者に与へ、桜田の拳を痛議す、其書に云く

扱上巳桜田の一条、大変を引出申候、表向は何賊忠臣らしく候得共、情実を申候へは、頑迷執拗之愚人共、一旦犯關之所業に及候上は、今更首を延て降人に出候事も出来不申、被召捕候へは首はなしと、進退維谷、身の置所なき故に、為天下除害と云名を借り候て、国の存亡、君之御安否を度外に置きたる兇徒、死を畏れぬ計りか士に御座候は、犬狼も同前の事、礼も義も失ひ候ても、己れか我意を達し候所行、これにて忠臣に御座候は、一向に道は立ち不申候、礼を守り義を踏んで、首尾調申候へはこそ、君子の行とも可申候、扱々無謀の至り、非義の義を義に心得候哉、非を飾候哉は不相知候へ共、有勇而無義則為乱、好勇不好学其蔽也乱と申聖語、今更敬服仕候、為天吏則可以伐之、為士師則可以殺之にて、何程天下之為に害を除くと申候ても、夫々分際も有之儀、匹夫にして侯伯を殺に至り候ては、以燕伐燕の姿に而、仁義の道には遠かり申候、且彼張子房、大石良雄は亡國の遺臣、一身の外關係も無之候へ共、夫すら良雄は大学の閉門御免迄は指扣候由の処、此度は眼前に君国も有之儀、彼者共の輩粉は言に足らず候へ共、如何なる国難を引出し候も難計、然るを悍然として顧みる所なく、偏に一己の我意を張候は、実に如何の事に御座候哉、且彼か姦惡増長の日に至り候は、天下の勢も一同に变革可仕候へ共、時節も少し早過ぎ候様に被存、殊に御家浪人より出候而は、出所も甚不宜、全私怨を報候為の様にも相見候間、此上時勢变革可仕共不被存、何分にも両君様是迄の御配慮相著れ候て、彼等一己の罪に相成候様仕度と奉存候へ共、如何参り可申候哉、口書は公儀御役人の心得次第に而、どの様にも拵らへ可申、且乱妨の徒は浪人出奔の者に候段、最初より追々御届も有之候へ共、既に此度御登城見合之儀、井伊老御免と一同に、睨み合て被仰出候振に而は、御家へも疑念かゝり有之儀に相聞、不得其意事に付、此後如何参り可申哉見留も無之、甚心配仕候、第一右兇徒の余類を寛宥に被指置儀、幕府の有可疑念の種と相成、如何なる讒言を来し候程も難計、心配に御座候 (下略)

此与五郎は、桜田事件の主謀たる高橋多一郎の師にして、勅書不返論を作りし梅沢孫太郎の兄なり、而して其論議する所実に斯の如し、以て当時藩論の如何に分裂し居りたるやを察すべく、而も此の分裂は大に藤田党の勢力を衰弱せしめ、遂に元治甲子の大失敗を招く原因とはなりしなり (水戸藩党争始末)

【参考史料③】

●(元治元年6月)十七日市川は筑波山の激徒追討の命を受け諸生五百余人を率ひ出陣す登下順公より市川へ御直書を賜ふ

此度武田伊賀守初め慎み申付候間其外不宣者も有之候は夫々嚴重不申付候ては此先き取締方不相立依ては品により水戸表迄も罷り越浮浪の徒所置可致尚又伊賀守同意の者役替申付候儀を彼是相拒き候者有之節は其方決断を以て取計候儀不苦候

右の如く大勢出陣し邸中へは朝比奈佐藤等僅の人数残り留まれり

(水戸見聞実記)

【参考史料④】

●甲子の時に朝比奈、佐藤、市川等非常の奮発をなし士を率ひて戰場にも出でこの三人の協同尽力にて甲子の乱を鎮定し一時の小康を得たる事なるが一方より見れば三人は姦党の巨魁なり、国賊の張本なり、然るにこの三人が何故に志を同ふし死生存亡を賭して斯く働きしやと常に不審を抱き居たるが、一日内藤耻叟氏にこの事を聞たるに、それには子細のあるなり万延元年の正月、激論家ども長岡に屯集して勅書を奪取らんとせしとき、烈公より儒臣を派出して説論をなしたれども一向に聞入れず、乱暴の振舞に及びし故若年寄渡辺半介を大将にて打手の人数を出されたる事あり、この時国中の議論二ツに分れて勅書返納論と不返納論とあり不返納論は多く激論の徒なれば、斯ては国の行末も如何なり行にやと烈公も御心配の余り朝比奈弥太郎、佐藤函書、市川三左衛門を御前に召し、其方共は世臣の家柄なれば斯く世上騒がしき時節に付忠勤を励まし、吾家の為め悪からざる様尽力を頼むなり、渡辺半介の一隊を遣したれど、万一敵対して戦ひになれば、其方等を遣す可れば何れも余が存意を誤たず奉公せよ、と厚き仰を蒙りたれば三人共是迄は結城の殘党の如く思はれ、浮ぶ瀬もなかりし処斯く俄に懸命を蒙りたれば大に感激してこれより三人は一朝御家に事あらば烈公の御主意を奉じ力を尽すべしと常に覚悟したるなり、筑波の騒動起り小石川の政府も之を鎮撫する事能はず、水戸の政府も放任してあれば、この時こそ御奉公の時節なれとて三人南上して遂に甲子の如き有様に至りしなりと語りき (水戸史談・きのふの夢)